

令和2年度（2020年度）第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第4部会  
議事録（概要版）

1 日 時

令和2年4月15日（水） 15時00分～15時40分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 宮原 進（元一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）  
副部会長 薄井 タカ子（税理士法人薄井会計代表社員）  
特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）  
特別委員 今野 廣（旭川工業高等専門学校名誉教授）  
特別委員 大野 剛志（旭川大学保健福祉学部准教授）  
特別委員 佐々木 清貴（元留萌市都市環境部都市整備課嘱託職員）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 和浩  
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興） 鈴木 誠之  
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 間宮 寿之  
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 山田 哲也  
留萌振興局産業振興部商工労働観光課主査（資源・エネルギー） 塚本 滋彦  
留萌振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事 近藤 栗

4 傍聴者 0名

5 審議事項

「留萌ショッピングセンター」（留萌市）の法第6条第2項（変更）の届出について  
「ツルハドラッグ旭川永山3条西店」（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「留萌ショッピングセンター」（留萌市）の法第6条第2項（変更）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2) 「ツルハドラッグ旭川永山3条西店」（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(3) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は5月27日（水）を予定していることを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(留萌ショッピングセンター)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下、「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、必要駐車場台数に関しては、指針を下回った台数であるが、届出書が実測したデータを基に算出した台数であり、届出台数での対応が可能であると認められる。

また、それ以外の事項については、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

留萌市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

(ツルハドラッグ旭川永山3条西店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において排気音、来客自動車走行音及びドア開閉音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

なお、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮は満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。